



地方分権改革に関する提案募集への提案項目について

令和元年5月23日
本 部 事 務 局

地方分権改革に関する提案募集について、次のとおり対応していくこととする。

1 対応方針

<基本的な考え方>

- ① 関西広域連合の存在感を発揮するとともに、広域連合の取組の発展・充実を図るため、関西全体の共通課題の解決に資する、できる限り総合的な対応を可能にする大括りの提案等を行う。
- ② 関西圏域の更なる発展等に必要な国の事務・権限について、先行的に特区のような方式での権限の移譲を求める提案等を行う。
- ③ 「府県」、「政令市」に移譲されるべき性質・内容の事務・事業であっても、各府省が広域的な視点での実施が必要として移譲を認めないものなどは、広域連合への提案候補として検討を行う。
- ④ 具体の事務執行までには体制整備が可能であるため、現状の組織体制にはこだわらず、提案を行うこととする（移譲後の執行体制は並行して検討）。

<再提案>

- ⑤ 昨年提案したが、「実現できなかったもの」及び「内閣府と各府省との間で調整対象とされなかったもの（改めて具体的な支障事例等が示された場合等に調整対象とする提案）」については、支障事例を含め提案内容等について必要な見直しを行ったうえで、再度提案に向けた検討を行う。

<共同提案>

- ⑥ 構成団体からの提案についても共同して提案できるよう、関西広域連合が中心となって調整を行う。

2 関西広域連合からの提案候補

別紙参照

- (1) 大括りの提案を含めた14項目の提案を予定
- (2) 構成団体が行う提案で、全ての構成団体の意向がまとまったものについては、広域連合としても共同提案を行うこととする。

3 募集期間

平成31年2月21日(木)～令和元年6月6日(木)

4 スケジュール

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 2月20日～5月16日 | ○内閣府との事前相談 |
| ～6月4日 | ○構成団体の提案に関する共同提案の調整 |
| 6月5日 | ○内閣府に提案（共同提案については、提案団体から提案） |
| 6月下旬～7月上旬 | ○内閣府から関係府省へ検討要請 |
| 8月上旬～下旬 | ○所管府省からの第1次回答、提案団体への意見照会（提案団体から意見を提出） |
| 9月上旬～中旬 | ○関係府省への再検討要請 |
| 10月上旬～11月中旬 | ○内閣府と関係府省との最終調整 |
| 12月中下旬 | ○地方分権改革推進本部、閣議（対応方針の決定） |

関西広域連合からの提案候補概要（案）

提案項目	提案内容
関西圏域の総合的な形成と土地利用・整備・保全を一体的に推進するための事務権限（①～⑥）	
①国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲 ※	関西広域連合においては、地方自治法に基づく「広域計画」を策定している。当該計画と範囲を同じくする国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」についても、関西の発展をめざして策定されたものであり、両計画の整合性や構成団体をはじめとする関西の各主体の事業の位置づけや連携、実効性等も高まるため、この策定権限を関西広域連合へ実証実験的に移譲することを求める。
②近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲等	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。
③複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。
④複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。
⑤国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限（連合域内の山陰海岸国立公園）について、関西広域連合への移譲を求める。
⑥国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。
二地域にまたがる国出先機関等の事務権限の移譲（⑦）	
⑦流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律等（他 14 法律）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国出先機関の事務権限のうち、府県域を越えることから国の出先機関の事務となっているもの ・ 許認可権者が国と府県（複数の府県域は国、一の府県域は府県）に分かれており、国と府県が同じ事務を処理しているもの以上の2つの条件を満たすものについて、法律に規定されている国の事務権限を関西広域連合に移譲すること求める。 【対象法律（全 15 法律）】 <ul style="list-style-type: none"> ①流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 ②伝統的工芸品産業の振興に関する法律 ③中小企業等経営強化法 ④液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（販売事業） ⑤液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（保安業務等） ⑥電気工事業の業務の適正化に関する法律 ⑦高圧ガス保安法、⑧火薬類取締法、⑨建設業法、⑩宅地建物取引業法 ⑪不動産の鑑定評価に関する法律、⑫土地収用法、⑬建築基準法 ⑭大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 ⑮土壤汚染対策法
個別提案項目（⑧～⑭）	
⑧調理師試験受験資格の緩和	調理師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。

提案項目	提案内容
⑨製菓衛生師試験受験資格の緩和	製菓衛生師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。
⑩港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。関西広域連合が事務局機能を担うことにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり行政の効率化を図ることが見込めることから、協議会の事務局機能を広域連合に移管することを求める。
⑪国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。
⑫災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実にを行うことを求める。
⑬大学の許認可等の権限移譲 ※	少子化が進み、社会資源の先細りが懸念される中、地方に拠点を置く大学が、地方のフィールドやネットワークを活かし、産業界で求められる研究や人材育成を行なっていくことで、大学の存在感の発揮を図ることができることから、関西広域連合に実証実験的に大学に係る権限移譲を求める。
⑭専門職大学の許認可等の権限移譲 ※	<p>関西には多様な産業、歴史や文化、高度な医療関係施設の集積、クールジャパンなどの強みがあり、関西広域連合ではこれらを活かした政策を推進している。当該認可等の権限を移譲することにより、関西の強みを活用した、高い能力を持った人材育成を進めることが可能となる。また、学生の地元就職・定着、人材循環の促進・継続につながり、地方創生に資する。</p> <p>地域におけるこのような好循環を創出するため、関西広域連合に実証実験的に専門職大学に係る権限移譲を求める。</p>

※ 提案項目番号①、⑬、⑭（なお、⑭は、今年度初めて提案）は、関西広域連合に実証実験的に特区のような方式で移譲を求めるもの。

□【参考：提案募集方式の見直し等について】

現在の提案募集方式では、地方分権改革に対する各府省の消極的な姿勢もあり、国からの大括りの事務・権限の移譲ではなく、個別事務の改善にとどまっている状況である。

そのため、広域連合においては、令和2年度国の予算編成等に対する提案において、地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を国が立証できない限り移譲・見直しを執行する方向で取組を進めるなどの提案募集方式の見直しや、広域連合の活用などにより実証実験的に権限移譲を行う「地方分権特区」の導入など、地方分権改革の新たな推進手法を提案していく。